

第3章 市が目指す将来像

1 市が目指す将来像

沼田市環境基本条例の前文では、豊かな森林、清らかに澄んだ水・空気という自然の恵みを市の特徴として示し、人と自然が真にふれあう理想のまちとより良い環境を築くことを掲げています。

また、国の第六次環境基本計画においては、「ウェルビーイング／高い生活の質」を目的とし、ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤になることが示されています。

市の環境の現状分析結果からは、市の豊かな自然が市民の誇れる貴重な財産であることが改めて確認されました。これを守り、育てていく取組は、次世代の人々の生活の質や幸福度を向上することにつながります。これは、市がこれまでの環境基本計画で目指してきた将来像にほかなりません。

以上を踏まえ、本計画では、沼田市環境基本条例の理念に基づき、望ましい将来像を以下のように定めます。

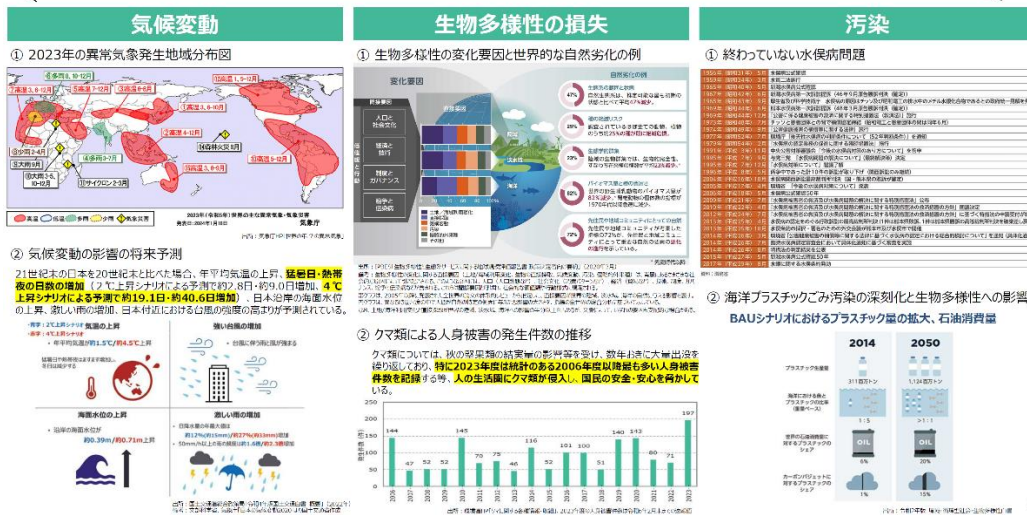
**さわやかな空気、澄んだ水、
緑豊かな、自然にやさしいまち**

この望ましい将来像を本計画の目標とし、市の環境を取り巻く情勢を把握し、現状に即した施策や手法を導入しながら、その実現を目指します。

コラム 第六次環境基本計画

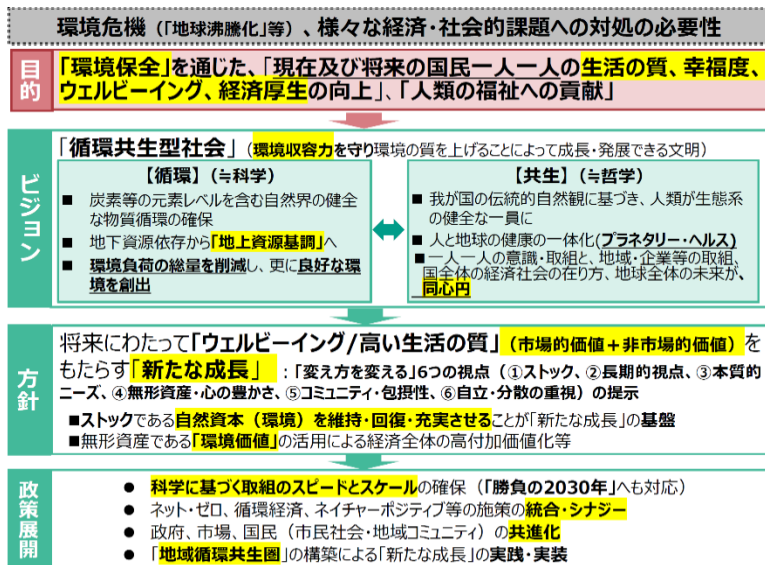
第六次環境基本計画は、令和6（2024）年5月に閣議決定された政府の環境施策の大綱を定める計画です。本計画においては、地球が直面している危機として、「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」の3つが挙げられています。

地球が直面する「3つの危機」を示す事例



これを踏まえ、将来にわたって「ウェルビーイング／高い質の生活」をもたらす「新たな成長」が方針として掲げられました。

自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤となることや、無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等について記載する等、環境と経済・社会の統合的向上を目指している点が、第六次計画の特徴となっています。



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略

出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）